

令和6年  
3月15日発行  
第54号

# かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会  
太田市新田金井町29  
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

## 農地の相談は『推進委員』に

- 農地を貸したいけれども、どこに相談すれば良いか分からない
- 農地を借りたいけれども、借りられる農地の情報が少ない
- 農地の管理に悩んでいる

そんな時は、  
地元の推進委員(農地利用最適化  
推進委員)にぜひ相談してください。

### 推進委員の活動内容

- 1 耕作できなくなった農地の情報を集め、規模拡大したい農家へ農地のあっせんを行います。
- 2 担当地区の農地をパトロールし、荒れている農地や、近隣に迷惑を掛けている農地の地権者に対して除草などの指導を行います。
- 3 新たに農業を始める方の地域の身近な相談役となり、サポートします。

推進委員は農業委員と連携し、農地がきちんと耕作されるよう、各地区でパトロールを行っています。さらに、農地を求めている人が、必要な農地を十分に利用できるよう、情報収集やあっせんに向けた活動を行っています。農家の皆さん、農業委員・推進委員が訪問したときは、積極的な意見交換をお願いします。

## 太田市農業委員会の委員の役割

太田市農業委員会は「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」で組織されており、主な業務は以下の通りとなります。

	人数	業務内容
農業委員	19人	農地法に基づく農地の権利移動や転用の許可などの審査業務
農地利用最適化推進委員	33人	遊休農地の是正・指導や農地の貸し借りの推進などの現場活動

●農地パトロール  
●農業者年金の加入推進  
●全国農業新聞の加入推進  
●新規就農者の相談役  
●農業に関する情報提供 など

農業者年金  
受給権者の皆さんへ

## 現況届は必ず出しましょう

(届け出が無いと差し止めになります)



現況届は5月末日までに農業者年金基金からご自宅へ郵送されます。住所・生年月日・氏名を記入し、6月中(土・日曜日を除く)に、農業委員会事務局、各行政センター、農協の各支所へ提出してください。現況届の提出がなかった場合は、受給資格の確認ができないため、11月の支払いから年金が差し止めになりますので注意してください。住所変更があった場合は、現況届に新しい住所を記入し、農協各支所で住所変更の手続きをしてください。

### 経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください。

- (1)現在、農地等(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- (2)現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
- (3)経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは後継者が使用収益権の移転または設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)

◎農地の取得や借り入れ・貸付地の返還があった場合は、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります。**  
農地の売買・貸借等をされる場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

### 家族経営協定を結びましょう

家族経営協定とは、農業経営や生活、将来の目標などを家族で話し合い、文章にまとめるものです。

家族だからこそ気持ちよく働き、生活するための環境づくり、ルール作りが必要です。

◎家族経営協定を締結すると農業者年金保険料の補助が受けられます。

経営主(認定農業者等かつ青色申告者)と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者は下表の内容で政策支援の補助が受けられます。

保険料月額	35歳未満	35歳以上
	20,000円	20,000円
うち補助額	10,000円	6,000円
うち自己負担額	10,000円	14,000円

※補助を受けるためには一定の要件がありますので、農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会事務局 ☎0276-20-9715

# 農地を農地以外に利用するときは、 農地法の許可が必要です

## ●農地転用とは？

農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場等)に利用することです。

## ●許可が必要なのは？

登記地目が農地以外でも、農地として利用している場合は、許可が必要になります。

## ●農地改良する場合は？

耕作するために盛土等をする場合は、一時転用許可または届け出が必要です。

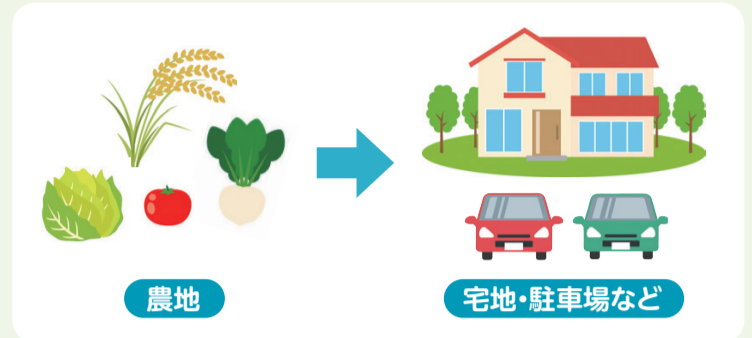
届け出で済むものは、農地面積が1,000㎡未満で工期は3カ月以内、これ以外は許可が必要となります。

## ●農地転用許可を受けていない場合は？

無断転用は農地法の違反となり、工事の中止や原状回復、また3年以下の懲役や300万円以下(法人は1億円以下)の罰金などの処分を科せられる場合もあります。

農地転用をする場合は、必ず申請をして許可を受けましょう。

詳しくは、農業委員会事務局・農地係(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。



## “農地バンク”で農地を貸し借りしませんか？

農地バンク(農地中間管理機構)は、全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。群馬県では、公益財団法人群馬県農業公社が、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を図っています。

また、農地バンクが行っていた所有者と耕作者をつなぐ「マッチング」はなくなり、今後は、地域の座談会により策定される地域計画(目標地図)に基づいて農地の貸借が行われます。



### 【貸し付け農地】

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化および高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借り受け希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

### 【貸し付け期間】

- 原則、10年以上(5年まで短縮可)
- 公社が借り受けて、2年間を経過しても借り受け希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返します。

農業政策課 ☎0276-20-9714

## 耕作していない農地の 管理をお願いします！



荒れた農地は周りの人に大変迷惑になりますので、耕作や除草などをするようにお願いします。

また耕作ができず農地が荒れてしまっている場合は、解消するための費用の補助が出る場合がありますので、**太田市農業政策課(☎0276-20-9714)**へお問い合わせください。また農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による農地の貸し借りを利用し、農地の有効利用に努めてください。

## ごみ捨て禁止！ 耕作者が迷惑しています

農地にごみが捨てられてしまうと耕作に支障がでたり、片づけなどで多くの時間や労力が必要になります。また、水路には地域を潤す大切な水が流れていますので、刈った草やごみを捨てないでください。皆さまのご協力をお願いします。

